

平成29年

渡嘉敷村議会会議録

第5回定例会（9月13日～14日）	2日間
第6回臨時会（10月18日）	1日間

渡嘉敷村議会

目 次

平成29年第5回定例会（9月13日）（1日目）

平成29年第5回渡嘉敷村議会定例会会期日程	1
出席議員	2
議事日程第1号	3
日程第1 会議録署名議員の指名	4
日程第2 会期の決定	4
日程第3 議長諸般の報告	4
日程第4 村長行政報告	5
日程第5 一般質問	7
日程第6 報告第3号 平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について	39
日程第7 報告第4号 平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	39
日程第8 同意第2号 渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	40
日程第9 同意第3号 渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	40
日程第10 同意第4号 渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	40
日程第11 同意第5号 渡嘉敷村農業委員会委員の任命について	40
日程第12 認定第1号 平成28年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について	43
日程第13 認定第2号 平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について	44
日程第14 認定第3号 平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	45
日程第15 認定第4号 平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	45
日程第16 認定第5号 平成28年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	46
日程第17 認定第6号 平成28年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	46
日程第18 議案第30号 渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について	47
日程第19 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について	48
日程第20 議案第32号 平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第3号）について	49
日程第21 議案第33号 平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）について	50
日程第22 議案第34号 平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について	51
日程第23 議案第35号 平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について	51

日程第24	議案第36号	平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算 (第2号)について	52
日程第25	議案第37号	平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号)について	53

平成29年第6回臨時会（10月18日）（1日目）

平成29年6回渡嘉敷村議会臨時会会期日程	57
出席議員	58
議事日程第1号	59
日程第1 会議録署名議員の指名	60
日程第2 会期の決定	60
日程第3 議案第38号 工事請負契約について（渡嘉敷村職員住宅新築工事）	60

平成29年

第5回渡嘉敷村議会定例会

第1日目

9月13日

平成29年第5回渡嘉敷村議会（定例会）会期日程

会期 2日間
 自 平成29年9月13日
 至 平成29年9月14日

月 日	曜 日	区 分	日 程
9月13日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議長諸般の報告 村長行政報告 一般質問 報告第3号 報告第4号 同意第2号 同意第3号 同意第4号 同意第5号 認定第1号 認定第2号 認定第3号 認定第4号 認定第5号 認定第6号 議案第30号 議案第31号 議案第32号 議案第33号 議案第34号 議案第35号 議案第36号 議案第37号

平成29年第5回渡嘉敷村議会定例会は
平成29年9月13日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期2日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	宮平鉄哉	出	5	當山清彦	出
2	島村武	出	6	與那嶺雅晴	出
3	平田春吉	出	7	玉城保弘	出
4	小嶺勉	出			

出席議員7名

会議録署名議員 4番 小嶺勉議員 5番 當山清彦議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	松本好勝	経済建設課長	新垣聡
副村長	大城良孝	教育課長	座間味秀勝
教育長	宮平昌治	民生課長	金城満
総務課長	神里敏明	船舶課長	島村清
会計課長	我喜屋元作	商工観光課長	小嶺哲雄

終了：9月13日(水曜日)午後3時31分

平成29年第5回渡嘉敷村議会定例会議事日程

平成29年9月13日（水） 午前10時00分開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定について
第3		議長諸般の報告
第4		村長行政報告
第5		一般質問について
第6	報告第3号	平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について
第7	報告第4号	平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第8	同意第2号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第9	同意第3号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第10	同意第4号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第11	同意第5号	渡嘉敷村農業委員会委員の任命について
第12	認定第1号	平成28年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定について
第13	認定第2号	平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第14	認定第3号	平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定第4号	平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第16	認定第5号	平成28年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第6号	平成28年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	議案第30号	渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について
第19	議案第31号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
第20	議案第32号	平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算（第3号）について
第21	議案第33号	平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）について
第22	議案第34号	平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
第23	議案第35号	平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について
第24	議案第36号	平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
第25	議案第37号	平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから平成29年第5回渡嘉敷村議会定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって4番小嶺勉議員、5番當山清彦議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月14日までの2日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日から9月14日までの2日間に決定いたしました。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。

例月出納検査の結果報告について地方自治法第235条の2第3項の規定により村監査委員会から、平成29年6月分、7月分、8月分の例月出納検査の結果報告があります。議員控室に配置をし、閲覧できるようにしてありますので、ご参考にしてください。

それでは6月定例会以降の会務報告を行います。

6月14日、議員協議会が開催されております。

6月16日、阿波連小学校恒例のハナリ遠泳があり、議長が応援激励参加しております。

6月20日、平成29年度行政懇談会が渡嘉敷区で行われ議員が参加しております。

6月21日、平成29年度行政懇談会が阿波連区で行われ議員が参加しております。

6月23日、平成29年度沖縄全戦没者追悼式が糸満市平和記念公園で執り行われ副議長が参列しております。

6月24日、鶴保庸介内閣府特命担当大臣(沖縄及び北方対策)が視察のため来村され、議長が視察に同行しております。

7月3日、沖縄県町村議会議長会(臨時総会)が開催され議長が出席しております。

7月7日、平成29年第3回渡嘉敷村議会臨時会が開催されております。

7月14日、県産品優先使用の要請活動が本村庁舎で行われ議長が参加しております。

7月21日、県農林水産部と南部市町村との行政懇談会に議長が出席しております。

7月22日、2017とかしきまつりが開催されております。

7月26日、故太田昌秀元沖縄県知事県民葬が沖縄コンベンションセンター展示棟で執り行われ議長が出席しております。

8月1日、南部広域行政組合による組合の組織統合に関する事前説明会が行われ議長が

出席しております。

同日、渡嘉敷駐在所落成式が行われ、議長が出席しております。

8月8日、町村議会正副議長・正副委員長研修会が北谷ニライセンターで開催され副議長と事務局長が参加しております。

8月9日、沖縄県介護保険広域連合議会定例会に副議長が出席しております。

8月17日、平成29年第4回渡嘉敷村議会臨時会が開催されております。

8月24日、平成29年第2回南部広域行政組合議会(臨時会)が開催され出席しております。

8月25日、緊急患者9,000回空輸謝恩会に議長が出席しております。

以上報告を終わります。

日程第4、村長の行政報告を行います。

○ 松本好勝村長

おはようございます。それでは、平成29年6月14日開催の村議会6月定例会以降の行政報告をいたします。

6月18日、村バレーボール大会。

6月19日、沖縄県市町村職員互助会理事総会に出席をいたしました。

6月20日、21日、行政懇談会、渡嘉敷、阿波連両集落で行いました。

6月22日、渡嘉敷港港湾視察のため、沖縄総合事務局成瀬開発建設部長ほか2名、それから沖縄県土木建築部港湾課金城港湾開発監ほか2名、計6名の皆さん方による渡嘉敷港港湾視察を行っております。

6月23日、沖縄慰霊の日、糸満市摩文仁で開催されましたけれども、大城副村長が慰霊祭に参加いたしました。

翌6月24日、鶴保庸介内閣府特命担当大臣御一行が本村視察のため来村しております。渡嘉敷港湾の整備についての要請と、それから高速船代船建造計画に伴う財政支援の要請を行っております。

6月25日、沖縄県立武道館アリーナ棟で大琉球神楽祭に慶良間太鼓出演のため来賓として参加いたしました。

6月26日、沖縄県地域振興協会総会・理事会に出席をいたしました。これまで対米請求県事業協会という名称でしたけれども、今年の4月1日付けにて名称を変更しております。このことは中学生の外国へのホームステイとか、そういった財政支援をこれまで行ってきたしております。今後ともそれを計画いたしました。

6月27日、離島フェア実行委員会総会がありました。今年の離島フェアは11月17日から19日までの3日間に決定されております。

6月28日、29日、庁舎内で職員研修会を実施いたしました。これは村職員を対象に地方自治法等の専門の講師を招いての研修であり、職員の意識改革に期待をしているところでございます。

6月29日、那覇警察署地域課比嘉警部補を招いての渡嘉敷村水難事故防止推進協議会を開催いたしました。

6月30日、南部市町村総会。

7月7日、村議会臨時会。同日午後から、那覇地方法務局の戸籍課長が来村し、戸籍の現地指導を行っております。特に問題になるような指摘事項等はありませんでした。

7月10日から11日、とかしきまつり企業協賛の挨拶回りを行っております。

7月11日、交流の家利用者でドイツからの来客9人の表敬があり、副村長が対応しております。

7月12日、沖縄県町村会定期総会。

7月14日、県産品優先使用要請団が来村して、毎年のようにこちらでの地元品を使用するようにという要望等がございました。

7月19日、慶良間諸島国立公園満喫プロジェクト平成29年度第1回地域協議会が開催されております。

7月21日、南部トリムマラソン大会実行委員会、県農林水産部との行政懇談会があつて、議長と伴に出席をいたしました。

7月21日、同日、とかしきまつりの初日開催をいたしました。太鼓エイサーフェスティバル、それから2日目にまつり本番ということで、地域の各種団体等の参加もありました。

7月24日、沖縄国際映画祭懇親会。

7月25日、沖縄県治水協会の総会、沖縄県市町村土地開発公社理事会、沖縄県地域振興対策協議会定期総会、沖縄県国民健康保険団体連合会通常総会、沖縄国民健康保険制度改革に関する説明会、沖縄県介護保険広域連合運営会議。

7月26日、先ほどもありましたけれども故大田昌秀元知事の県民葬に参加しております。

7月29日、村道阿波連線の用地に伴う用地交渉を関係する地主さんと会合をもちました。

8月1日、那覇警察署渡嘉敷駐在所の開所式。沖縄県警察本部長、それから那覇警察署長等の出席がありました。

8月11日、島尻体育協会50周年記念祝賀会、副村長が参加しております。

8月15日、アジアユース人材育成ネットワーク形成事業の開会がありました。この事業は沖縄県南城市、伊江村、渡嘉敷村の3市村の広域連携によるアジア地域の国際的人材育成のためアジア地域11カ国地域からの選抜として参加された青年と、日本の若人との地域間交流を目的に行う事業であります。

8月16日、渡嘉敷区大綱曳。

8月17日、村議会臨時会。

8月18日、沖縄県企画部交通政策課に参上し、これは船舶課長も同伴ですが、高速船マリナーとかしきの代船建造支援要請のこれまでの要請状況の説明と、経年劣化に伴う弊害発生の状況説明について沖縄県の方に説明をしております。

8月19日、先ほど申しましたアジアユースの件ですが、南城市において解団式を行っております。

同日、夕方ですが、午後7時より阿波連クバ山にて慶良間太鼓主催による阿波連まつりを開催し、青年団のエイサー、フラダンス等のグループ等の参加協力もあり、観光客等からも大きな拍手があり、天気にも恵まれ賑やかな阿波連まつりとなっております。

8月24日、沖縄県企業局から水道広域化に伴う浄水場候補地の説明がありました。

8月25日、沖縄県離島振興協議会、そして鹿児島県市町村総会事務組合、大島郡町村会、3つの団体による緊急患者9,000回空輸達成謝恩会ということで自治会の方で開催しております。これは議長と伴に参加いたしました。

8月27日から30日まで、修学旅行誘致キャンペーンということで商工会から2人、村から私と商工課長が参加をし、千葉県、茨城県の旅行社関係を訪問しております。

9月8日から10日の3日間、とまりんフェスタが行われております。慶良間太鼓と、そして渡嘉敷村からのど自慢等も参加しております。

以上、6月定例会以降の行政報告でございました。

○ 玉城保弘議長

これで行政報告は終わりました。

日程第5、これより一般質問を行います。一般質問は申し合わせのとおり、答弁を含めて90分以内といたします。順次発言を許します。

6番與那嶺雅晴議員の発言を許します。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

おはようございます。通告書に基づいて3点ほど一般質問を行っていきたいと思います。よろしくお願ひします。まず最初に、文化財調査についてでございます。私も何度か文化財保護に関しては質問をしてきました。この中で、去った6月の懇談会の中でそういう資料を見つけて、これは良いことだということで敢えて私も勉強したいという気持で、このように一般質問をしていますけど、まず、これはたぶん皆さんでは調査できないと思うので民間委託になろうかと思ひますけれど、この50カ所という場所を、どのような場所等を検討しての50カ所なのか、それをまずお聞きしたいと思ひます。

○ 宮平昌治教育長

ただいまの與那嶺議員のご質問についてお答えいたします。一括交付金を活用した歴史文化資産保存活用事業については、村内に現存する文化財、それから遺跡等の調査を行い、史実を後世へ伝承していくための資料作成、保存する事業で、事業期間を今年度から3年間実施していくことにしております。現在、村内には村史に記載されております聖地や村の指定文化財等、これらを含めて100カ所程度の史跡等が現存しておりますので、今年度その中から50カ所程度の現地調査や聞き取り調査を行いまして、今後の調査をスムーズに進めるために史跡場所を表示した地形模型等の作成等も予定しております。

今年度の委託予算につきましては、調査に係る人件費、それから宿泊、交通費、専門部会開催時の謝金、地形模型の制作費等を積算しております。今年度の事業費につきましては852万5千円を予定しております。先ほど議員からお話がありましたとおり、そういう事業を生業にしている専門の業者が県におりますので、県内の各市町村のこういう調査の実績等もある業者を選定して作業を進めていきたいと思っております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

その目的までちゃんと教えてくれてありがとうございます。ちょっと気になっているのは、この50カ所という場所に関してですけれど、果たして、例えばどこかの御獄とか、そういう場所もこういった業者等は細かく探していけるのかどうか、そこらへんもちょっと気になって。それにまた村史に載ってなくても、私も先輩たちからいろんなことを聞いておりますけど、そういったことも調査していただけるのかですね。教育長、数字的に50と上がっておりますけれどもジャスト50とは限らないわけですよね。そこらへんの柔軟性等ももっておられるかどうか、お聞きしたいと思います。

○ 宮平昌治教育長

先ほど申し上げましたように100カ所程度現存する史跡等があるということで、3カ年計画の中で今年度は50カ所程度ということで、来年もある程度の箇所、それから3年度目もある程度の箇所ということで3年間通して100カ所程度を調査できればなということでございます。専門業者も、そういう県内のこういう作業を手掛けている中で専門知識を有した方々を結構有しているということで、沖縄の古い文献とか、そういうことに精通した方々が、県内の各市町村のそういう史跡等に対応できる知識をもった方々がいらっしゃるということで、そういう意味では渡嘉敷村という地域もその方々は知識をもっているというふうなことでございます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

あのね、私も3年後非常に楽しみにしています。教育長、正直言って。いま村内にも文化財保護委員という方々もいて、その方々も一緒に協力するということになりますか。

○ 宮平昌治教育長

業者が決まりましたら、業者の方が専門員、その会社の中の内ですね、そういう専門員と、あと島の有識者、先ほどおっしゃいました文化財審議委員も含めて会議をもつということにしております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

分かりました。これは私個人的にも非常に期待しておりますので頑張ってください。

次いきます。行政運営についてでございます。村長はまさかこんな一般質問をするのかということだと思いますけれども、去ったある村で、3月に教育長、6月に村長が逮捕されるということがありました。私もその議員と那覇の方で会って話をする機会があったので、現在島がどれだけ大変かというのを聞いて、私もこういった一般質問は何も今日が初

めてじゃありません。過去に何度かそういうのは一般質問しておりますけど、まさかうちの村長に限ってそういうことはないと思えますけど、村長に対してはいつも危機感を持って運営してほしいということで、敢えてこのような厳しい一般質問を書いております。業者との癒着はないのかということですが、私もないと信じてますが、村長、これからも一層こういうことに神経を尖らせていけたらなというふうに思っております。あの村の議員から聞いたら、観光客も少ない中で更に少なくなっていると。島自体が死んだようなかたちになっているということですので、これぜひ宣言をしていただけたらなと思って、敢えて村長にこういう質問をしております。よろしくお願ひします。

○ 松本好勝村長

ご忠告たいへんありがとうございます。ご指摘のように近隣の離島ではありますけれども、そういったことがあって私たちもびっくりしたところなんですけれども、私自身そういったことに関しては、たいへん神経質過ぎるほどやっているつもりでございます。ですから私、そして職員を通して、そういったことは一切ありません。というこういった公的な場で申し上げておきます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

一番気になるのはですね、やっぱり村長も、マラソン、あるいは祭りなどで寄付金をいただきますよね。そういうときの諸々の、入っていくようなことがないようにということで再三注意しておきます。たいへん失礼しました。

次いきます。阿波連線についてでございます。これは6月も同じような質問になりますけれど、来年あたりですか30年度で開通するという計画は立てておられるようですが、他の場所に関しては問題はないにしても、一番この集落内の土地の問題、まず何筆ありますかね、村長。

○ 松本好勝村長

筆数までは数えておりません。ただその路線等に関しましては、皆さん方にたいへんご心配をおかけしておりますけれども、まだまだこれからちょっと手直しするところもあるようでございます。ですからそういった関係する地主に関しては1つひとつ当たっていきたいと思っておりますけれども、そのことについてあるお家の方とも相談をしておりますけれども、まだ亡くなられた方の名義にそのままなっているということでしたので、そういった用地交渉等については、まずは現在引き継がれる方の名義にやってくれませんかということをお願いをしているところでございます。現在、またそういった司法書士等を通じてそれを今直しているというふうなこと等でございます。ですからすぐいまい何筆ということは申し上げることはできませんけれども、課長の方で何筆というの分かる？ 6筆というふうなことらしいです。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

あのね、村長、村内何千筆もあるわけじゃないですから、私ども6筆ぐらいと分かりま

すよ。そういうの眼中に置いて、もう少し対応するようなことを考えないと。

あのね、村長、先ほどから聞いてると、個人的に当たっていると、それもよろしいでしょう。でも一応全体的な説明会みたいなものを開くべきじゃないですか。それから個人に当たるとというのが私は筋じゃないかなと思うんですけど。この前の行政懇談会で、なぜ説明会しないかという地主がいましたよね。ある意味では場合によっては協力しますよという意味も含まれていると思いますよ、私は。だけど一方的に何も無い。地主から私の土地を使ってくださいという方はいませんよ。何度も何度も頭を下げて、代々から預かった土地ですから、役場に来て、村長室に来て、うちの土地何十坪でもいいですから使ってくださいという方は1人もいません。近々あの現場入らないといけないでしょう。手順が間違っていると思いませんか。まず全体的な説明会、公民館で、那覇の方でしたら那覇のほうに行って、そういう場所を設定して説明をして、それから個人的に当たるなり、順序が間違っているからなんか誤解されている地主もたくさんいると私は思いますよ。この説明会をもたない理由は何ですか、村長。

○ 松本好勝村長

私としては以前にも、これと全く別なんですけれども契約書を作って契約しに行ったら、これは村営住宅に絡む話なんですけど、そういった戦後亡くなった方のそのまま名義になっているので、ちょっと待ったというふうなこと等があったものですから、一応はそういった目処がついてから、その近辺の方々に説明会をもって説明をしようというふうな考え方でございます。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

村長それをするのに相当時間かかりますよね。まずは説明会をして、その地主だけ来ると限りませんよ。村民、公民館でしたら、ほとんどの方が来て、その土地の方にも村民からの何らかの提供してくれてという感謝の言葉もあるかもしれませんよ。今の法務局だけ通して、物事を整理しようと思っているけど、私はこれはかえって地主から誤解を招くようなことになりませんかと思えます。私もね、村長が一番、一番という言葉はちょっとあれですけど、那覇のほうに2回ほど行って、その地主と会ってきましたよ、私も、その地主がどのような考え方をしているかと。またもう1人、翌日また女性の方ともお会いして、同じような考えも聞いて、できたら協力お願いしますということを書いてきたんですけどね、なんかもう私もその方々から聞いていてもちょっとこれはおかしいなということが2、3ありましたけど、これちゃんと順を追って、何度もですよ、何度も通わないと駄目ですよ。いきなり契約書を持って行ってどうのこうのって、そんな甘いものじゃないと私は思っていますよ。そこらへんもう少し、村長自体も真剣ではあるはずですけどね、さっきから何度も言っていますけれど、順序が間違っていると思えますけど、この説明会をしなかった理由だけ聞かせてもらえないですか。

○ 松本好勝村長

ですから先ほど申し上げましたように、そういった状況が整ってから説明会をしようというふうに考えているところでございます。ですからいま與那嶺議員がおっしゃるような順序が間違っているという指摘等がございますけれども、もう少し内部の方で協議をしてから、それが間違っているのであればそういう説明会を先にもつなり、一日も早くそういったことに、目処を付けていきたいというふうに思っております。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

村長ちょっときついことを言いますけどね、全体集めて説明して、そこからいろいろ反論が来るのがいやで説明会しないのが本音じゃないですか。違います？ 違っていたら失礼。

○ 松本好勝村長

そういったことは考えたことはございません。

○ 6番 與那嶺雅晴議員

はい、議長。これで私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで6番與那嶺雅晴議員の一般質問を終わります。

次に、1番宮平鉄哉議員の発言を許します。

○ 1番 宮平鉄哉議員

議長、1番。最近、渡嘉敷も外国人やら観光客多くなっている姿が見えますけど、観光客のマナーの悪さについてちょっと質問したいと思います。最近、本村に来る観光客の増加と共に村民に与える不満や問題などが多く、そのことに対する解決策について伺います。村営アパート敷地内駐車場に観光客がレンタカーを駐車して、入居者の車が駐車できない、そういう例が多々あります。村としてはどうした方がいいかと良い考えはないでしょうか。答弁をお願いします。

○ 松本好勝村長

これまで入居者からの苦情等はありませんが、村の方にはですね、そういうことは聞いておりませんが、実際に入居者が、困っている状況であれば周知看板を設置したいと考えております。例えば、入居者以外、駐車を禁止するとかですね、立て看板でもってやろうというふうに思っております。しかし、今のところ直接役場の方にそういうことで、困っているというふうなことは来ておりません。

○ 1番 宮平鉄哉議員

今は、村長の言う答弁に対して、僕はその住居者、住民から聞いた話で、役場に言うよりは、そうして代表して言う人が一番身近じゃないかなと思って、聞いたような感じしました。はっきり言って、観光地としてビーチ周辺に駐車場がないために、そういうことが起こると思います。前々から駐車場の件で、一般質問何回したかわからんけども、そういう感じに全然、進展がないような感じで、最終的にはアパート敷地内に外国人、中国なの

か、台湾なのか、そういう人なんか勝手にマナーの悪く、勝手に車を入れて鍵をかけてビーチで泳いでいると、そういう姿が見えると思います。だからそのことに対してはやっぱり村も、今、住居者が村にそういう陳情はなかったと言うんですけど、やっぱりそういうことに対しては、やっぱり看板やらロープやら、そういう感じて確保しないと観光客の駐車場じゃないです、そのアパートはね。そのアパートというのはビーチの側なもんだから、シーフレンドの側のアパートのことですけどね。これははっきり言って、お客さんが車入れて鍵かけてビーチに泳ぎに行ったら、あとはぜんぜん入る余裕ないですよ。そういうことも考えて前々から駐車場増やす、一般質問したことありますけど、全然変化がないまま、観光地として駐車場もないような渡嘉敷村みたいな感じでは、オートキャンプ場まで駐車して、それから歩いて来て、そういう感じ、1キロぐらい、そういう感じの人いないと思います。だから今後は今まで駐車場がなかった所も、そういう感じで造って、住民も観光客もいい感じでやっていけるようなことにしてほしいと思います。もう一度、村長お願いします。

○ 松本好勝村長

今の阿波連地域で、何かやろうとした場合に、一番困るのが用地の問題なんです。ですから以前にも、その問題で取り上げて用地交渉もしたんですけども、その該当する方々の理解が得られなかったというふうなこと等もあります。ですから地域住民の皆さん方も協力をしていただければ駐車場等についても、これ研究、検討する余地があるのではないかなと思いますし、まずはそういった該当する方々の理解を得ることが、先だと思いますので、これは皆さま方も一緒に地域住民を説得する方法を、私どもも一緒に考えていきたいというふうに思っております。

○ 1番 宮平鉄哉議員

今、地域住民がオッケイしないとできないという感じで答弁はしますが、これしたら地域住民がオッケイするまで待つんですか。一遍断られたからもう一度また当たってみようという気持ちはないんですか。人間の気持ちだんだん変わってくると思いますから根気よくやって、そういうのを了解も得て、そういう感じでやるという感じを、やってほしいと思います。観光客に、ましてビーチの側に駐車場1件もないと感じ、観光受入体制でいいんでしょうか。村長、そういうことを2回も、3回もやりながら、そういうのがどこでも駐車場、今の世の中必要なんです。そういうことをしてやっていったら観光客も喜んで住民も喜ぶという感じに繋がると思います。頑張ってください、村長。

次に、村内の観光名所について一つ質問します。渡嘉志久ビーチ山際にある村指定戦争遺跡旧日本軍の特攻艇置き場、敷地内に長い間盛り土にしたままの場所がありますが、僕自身も観光案内している時に良い感じがしませんでした。何かそのままにしている理由でもあるんですか。理由がなければ花や木などを植えたりして、良い感じに整備していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○ 松本好勝村長

わかりました。その場所、私も気にはなっていましたけれども、何故なのかというと、今回初めて担当の方からそれが出てきたもんですから、初めてその内容がわかりましたので、教育長の方から答弁をさせます。

○ 宮平昌治教育長

ご質問の盛り土につきましては、平成25年度に一括交付金を活用して戦争遺跡整備事業として、旧日本軍特攻艇秘匿壕を整備した際に秘匿壕から掘り出された岩石であることから硬い岩石をくり抜いて構築した、その証として保存設置しているということでございます。議員ご指摘のように、現在雑草が繁茂しておりまして、見た目があまり良くない状態となっておりますので、今後は盛り土部分の除草を行い、説明板等を設置して景観を損なわないよう管理を行ってまいりたいと思っております。

○ 1番 宮平鉄哉議員

あれは一応堅い岩石を掘った感じを観光客に見せようとしているんですか。

○ 宮平昌治教育長

観光客というか全ての方々ですね。どうしてここに、こんもりとした盛り土があるかというのがやっぱりおっしゃるように疑問に思うと思しますので、これは壕を掘ったときに出てきた岩石ですよということを説明板を設置していきたいなということでございます。

○ 1番 宮平鉄哉議員

そういう堅い岩石を掘って特攻艇置き場にしていたという感じの土を表したかったら、看板と何とかそういう感じで書かないと、僕、何のための土を2、3年も置いているのかなとしか、わからなかったんですけど、そういう感じで看板を出したよという感じの表示をしてほしいと思います。これでいいです。

○ 玉城保弘議長

これで1番宮平鉄哉議員の一般質問を終わります。

次に、2番島村武議員の発言を許します。

○ 2番 島村武議員

先に通告をしてあります通告書に従って質問を進めてまいりたいと思います。ご答弁よろしくお願いいたします。防波堤の護岸の整備工事、これは7月からスタートし、来年の2月21日ですか、これが工期でいよいよ工事に入っているという状況であります。嵩上げの部分についての具体的な工事はまだ入っておりませんが、工事期間としては7月からテトラポットの作成が入っているようでございますが、この阿波連漁港内に置いています岩石、これも利用は今回の工事の中で決まっているかという質問でありますけども、これは以前から行政、経済建設課も含めて、村長にも何とか岩石を取り除いてほしいというお願いをしてまいりました。その中で渡嘉敷港の護岸工事の嵩上げが工事が入るというような情報がありまして、その中で村側が運ぶのであれば利用ができるというようなお話

をいただいておりますわけですが、今回の嵩上げ工事の中で阿波連漁港内、この岩石の利用はどういう状況になっているのでしょうか。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、南部土木事務所に確認しましたところ、現場への投入は問題ないという回答をもらっておりますが、岩石の運搬保管等は村単独での対応になりますので、費用や仮置きする用地について課題がある状況でございますので、その工事の時に重機等の大きな重機じゃないとちょっとできないのではないかとこのように思っておりますので、工事中に現場と協議をして決定をしていきたいというふうに思っております。

○ 2番 島村武議員

ただいまの村長の答弁によりますと、あの岩石は今回の工事に使ってもらって、そういう心づもりであるとあるというふうに理解をしてよろしいですか。

○ 松本好勝村長

重機等の問題があるものですから、今島にある重機ではちょっと小さいといえますかね、そういうことですので、そういった工事現場と相談をして、そのときにしかも移動できないんじゃないか思っております。

○ 2番 島村武議員

ありがとうございます。以前から私がこの問題取り上げてきたのは、あの阿波連漁港内は年々船が多くなり、あるいは年数が経つことによって船舶の老朽化も出てくるし、それから、それらが放置船となって手狭な状態が続いているわけです。それが片づくことによって廃船同様のそういった漁船、あるいは遊漁船、そういったものを一箇所に異動し、すっきりとしたかたりにまとめることによって漁協内が広く有効に使えると、なおかつ廃船に関しては、村長も以前言われましたけれども、県の支援を受けて処分ということも可能なようですので、出来る限り岩石の撤去後も整備に向けて取り組んでいっていただきたいというふうに考えておりますが、当面は岩石を除去した跡の整地ということでよろしくお願いいたします。

次に移ります。休憩をお願いします。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 2番 島村武議員

2番目の質問に移ります。南北両側に波除堤新設を要望されているわけですね。実現の時期についての見通しはどうか。また北側については、旧防波堤と護岸との間をテトラポット等で塞ぐことにより、うねり防止に大きな効果が得られるのではないかとこのように質問を出しております。これはこの波除堤の要請してからは、だいぶなるというふうに考えておりますけれども、なかなか実現の見通しが立つないというようなこともあって、

現在、旧防波堤がいくらか、部分的に残っておりますので、それを利用して、その外側にテトラポットを積むことによって、かなりのうねりの緩和ができるのじゃないかというような思いがあって、先にやろうと思ったら先にやろうと思ったらこちらの方が遙かに先にできると、その上で内側の波除堤、港内に整備をしてもらうということも可能だというふうに考えておりますけれども、村長のお考えはいかがでしょう。

○ 松本好勝村長

ご質問の件については、先週30年度の港湾整備計画ヒアリングがあり、その場でも同様に継続して要望を行っております。また先週6日には、県の港湾課が来島し渡嘉敷港内の静穏度調査事業の説明がありました。今月から波浪観測にかかる波高計、船体登用観測にかかるビデオカメラ等を設置し、荒天時の状況を観測することになっております。その結果を踏まえて静穏化への対策を進めていくということでございます。今手元に、こういった図面が回っているかと思っておりますけれども、この中に海底に沈める波の調査ですかね、それをやる予定です。そして調査をやってから、例えば今要請をしている南側のフェリー接岸橋等についても、この港の中の静穏度調査、そしてビデオカメラと書いてあるのは、皆さま方にも載っています、そういった今の港待合所の方にもカメラを設置し、あるいはまたフェリーの荷物を下ろす所、その場所からフェリーに向かってカメラの設置をして、栈橋とフェリーとの動き具合ですね、どのような状況かと、これを計測して、これ11月まで続きます。その後にそういった渡嘉敷港の港についての調査をしますので、その後に本格的な計画に入るものというふうに思っております。それと先ほど島村議員おっしゃいましたけれども、北側の前の防波堤10mぐらい出ていますよね、そこについてもテトラポッド重ねればいんじゃないですかと、そうすればそこで波をある程度砕くだいていくことというふうな話をしましたら、既に県の方もそういったことは理解しているというふうなことです。そこに港の静穏度を計りながら、そういった計画をもっているようでございます。

○ 2番 島村武議員

はい、わかりました。この部分というのはせっかく利用できるものがあるので、ぜひ利用してやっていただきたいというふうに考えております。港に関しましては、東に向いているということで、南東からのうねりが入る場合にはとんでもないような港に化けてしまうわけで、うねりの対策防止というのは最重要課題であります。同時に、今回出してありませんけれども、ちょっと桁外れではありますけれども、以前から議論しております沖防、それについても合わせて要請をしていくということは絶対必要であろうというふうに考えております。

先日、大臣もお見えになったということですので、そのへんも合わせて要望、あるいはお話の中で出たのではないかとというふうに考えておりますが、いずれにしても現在、良さそうな雰囲気にはなってきてはおりますけど、なかなか見た目と実際の状況というの

は、あまり食い違いがあるんじゃないかというふうに思っております。今度、静穏度調査をなさるといことなんで数字的にデータが上がってくればはっきりするのではないかというふうに考えておりますので、今質問をいたしました、うねり止めのテトラに関してもよくよく詰めて、ぜひ実現させるようにしてください。

次に移ります。フェリーの縦付けについて、これは以前にも質問やったことがありますし、前回、与那嶺議員からも質問があったわけですが、これも港を総合的に整備をしていく上ではたいへん重要なポイントではないかというふうに思っておりますが、先日の大臣がお見えになったとき、あるいは県サイドとはどのような、現在これに関してはどのような状況にあるのかをお答えいただきたいと思っております。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、先ほど申し上げました港の静穏度の調査以降になるかというふうに思っております。ただ私たちがこれだけ要望しているわけですから、港の整備については、離島については港湾が命ですよということを強く県の方にも、あるいは国の方に申し上げておりますので、このことについては、今の島村議員のフェリー縦付け等のこと、いわゆる城に向かって船を着けるというイメージですよ、南側に。そのことについては際ほど申し上げた静穏度調査の結果によるというふうに申し上げておきます。

○ 2番 島村武議員

これ県との話し合いといいますか、協議といいますか、その中でフェリー縦付けに関して、村長の率直な実感と言いますか、思いとしてどの程度の確立で、これが実現するのか、現在どの程度いつているのかというのを、お聞かせ願いますか。

○ 松本好勝村長

今どの程度というふうな、ここで申し上げることはできませんけれども、私としては、ぜひそれは以前の「けらま丸」の頃から言われていることですので、そのことについては、必ず私は実現できるものと、今直ぐとは言いませんけれども、仮に私が村長しているからということではなしに、次の代についても引き続きやるものと思っておりますので、必ず実現をできるものと思っております。

○ 2番 島村武議員

力強いお言葉でした。感触としてはいいものを持っているということですね。

次に移ります。港湾及び周辺地域の再開発について漁協の船揚場の利用や沖縄電力の引き上げ後の跡地利用等についてどのような将来像を描き、どう取り組んでいくのかという質問でございます。我々、渡嘉敷村は観光事業を村是としてまいりました。村政の大きな柱として収入源としてやってきております。平成何年でしたかね、国立公園に指定をされて、さまざまな国からお客さんが見えるようになって、そういう村の大きな柱にしている産業、その村の港としてはまだまだ物足りない、少し貧弱ではないのか、そういうような思いがしているわけでございます。先ほどまで部分的なことについては、質問してまいり

ましたけれども、今後、もちろん、観光産業だけではありませんよね、村内は。いろんな職業もあって、それだけで成り立つわけではないわけですが、港を総合的に考えてここはどうしよう、あるいはここがなくなったら、ここはあと何を利用していこうかと、そういう青写真というのはやはり大きく描いて、次の世代に引き継いで何年か後に実現していくということというのは、もうそろそろ村長、頭の中で考えをまとめる、そういう時期ではないのかなという思いがあって、総合的な渡嘉敷港の観光地の顔としての港の開発というものに現在村長はどのような考え方をもちおられるのか、沖縄電力に関しては、もう10年もすればこれは撤去になるわけですから、跡地が空くと、そういうところまで考えられて将来像としてどういうことを考えられておられるのか、これを述べていただきたいと思います。

○ 松本好勝村長

今のご質問ですけれども、おそらく島村議員は漁協前の南側の広場のことも含めての質問かと思えますけれども、現在漁協横の南側の広場についての利用等については、具体的にどうするというふうなことは決定しておりません。私自身もいろんな意見が、船揚場にするとか、いろんな、台風の避難場所にするとか、いうふうなことは聞いておりますけれども、まだ具体的にどうするというふうなことは、まだ決まっておりますが、いずれにしても、漁協と組合員等と通して協議をしていかなければいけないのではないかとこのように思っております。

それからまた沖縄電力の跡地につきましては、当分の間、現状の状態を維持するというふうなことでございます。ですから今、島村議員は10年程度という話が先ほどちらっとありましたけれども、私たちが考えてはちょっと難しいのではないかなというふうに思っております。ただ沖縄電力の皆さん方が言うには当分の間そのまましますよと、今電力も沖縄本島から来ています。そういったことでいつどういったことがも、設置して今まる2年ぐらいですかね、沖縄本島から来て、ですからそういったことがいつどうなるかわかりませんので、当分の間はそのまま置きますよということと言われておりますので、私たちもそれに従ってしか動きようがないのではないかなと思いますので、電力の跡地については、暫く様子を見なければいけないのではないかなというふうに思っております。いずれにしても当分の間は、そのままの状態が続くものと思っております。

○ 2番 島村武議員

ですから10年後と申し上げております。ケーブル1本引いたのが2年なりますよね。2年前から換算して10年後には2本目を引くと、そういう以前の説明でも電力さんの方からそういう漁協側には、そういう説明がありました。ですから10年間は置きますよということですので、今後8年ぐらいあるわけですよ。総合的な計画というのは、そんなもんですよ5年先、10年先どのように見て、どこから手をつけてやっていくか、私があえて電力の跡どうするかということ、ここを出しておりますのは、我々、渡嘉敷村民いろいろ車の

交通量も少ないところですので、遊ぼうと思ったら集まっているいろいろ井戸端会議といひますか、あるいはジョギングをしたりとか、いうようなところ、スペースは取れてはおりますけれども、どうもあそこらへん見てますと、見た感じ瓦礫かなというような、そういうような場所にも映ってしまうと、あそこ全部公園にしなさいとはいひませんが、どこか憩いの場ができるような、そういうところも合わせて頭の角にでも入れておいてもらって、そういう方向性をつけてもらってもいいんじゃないかなというふうに考えているわけですよ。この港というのは当然入ってきたとき、観光客は第一印象で、ある程度決まるともいわれております。昔20年、30年前からしたら、とんでもない変わりようはしているわけですが、やはり一貫性のある計画にしていくためには、やっぱり総合的な計画をきちんと作って、それに向かって進めていくというのが大事ではないだろうかと思っております。そういう意味からも、ぜひ電力が引き上げた後の跡地利用に関しては、私が提案しておりますことも頭に入れて、できるものなら計画を立てていただきたいというふうに考えております。

それから漁協の横の船揚場に関しては、これは以前にも出しましたけれども、遊漁船のバースが整備ができるということになって、そこで嵩上げが1 m 50cmぐらい上がるらしいですから、そうしますと風が遮断をされると、南側はいくらかは風当たりはあるようですけれども、少なくとも今回、係船環もきっちり取り付けをしてもらっておりますので、台風時でもあそこで管理ができると、いうことになれば、従来まで使ってきたスロープをどのように利用していこうかという、どこでもそうですけど、あれですよ、港なんか行ったら出店があったりとか、海産物がそこで港で売られてたりとか、そういうものというのは将来必要じゃないかなというふうに考えて、この質問出してありますので、これはこれからも村長の答弁等、あるいは計画等注視をしながら継続して質問してまいりますけれども、あのスロープはものすごい利用価値のあるものです。全部そこを埋めなさいとはいひませんが、ボートを上げたり下ろしたりするときのスペースを残したにしても、あとは相当の利用ができるので一番肝心な場所ではないかなと、利用価値が一番高いところではないかなというふうに考えておりますので、そういうふうな将来設計を一度出していただきたいというふうに考えておりますけれども、5年先、10年先、電力をひとつの目処にしてもいいですが、そこらへん策定をしていこうという心づもり思いはありませんか、村長。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、これも港の計画、漁協含めてそうなんですけれども、委員会立ち上げでもして、そういった計画を進めなければいけないかなというふうには思っておりますけれども、今直ぐということはございません。ですのでそのことについては内部でまだ研究検討したこともありませんので、少し検討課題としていただきたいと思ひます。

○ 2番 島村武議員

村長、少なくともここが空いたらどうしよう、ここは将来どうしようとかというのは、それは行政のトップとしてはないといけませんよ絶対、個人的な思いでもいいんじゃないですか。ここをこうしたい、ああしたいとか、そういうことを言っているわけですよ。それに勿論ちゃんと将来の計画として出すのであれば、表に出してくるのであればもちろん裏付けが当然必要になってくるわけですが、もう少し夢のある計画、将来そういうものをやっぴり前面に出し、その上で村民の皆さんいかがですか、こうやって将来やっていきますよと、いうように示していくのも村長の役割だというふうに考えております。ぜひあそこがイメージできるような、そういった計画案を策定していただきたいと思っております。これは随時チャンスがあるごとに質問してまいりたいと思っております。

次、村営住宅についてでございます。ゲートボール場跡地利用と管理道路について、道路整備ができることにより、団地交渉の足がかりになると思うが、村営住宅建設に向けて、今後どう取り組んでいくのか、改めて伺います。ということで質問しております。このゲートボール場の跡地利用については、これまでも何度も質問もしてまいりましたし、私自身も地権者の方とお会いをしたこともありますけれども、なかなか全員そろってと了解を得るといような状況ではないようですので、時間がかかるということでもあります。管理道路につきましては、地権者の1人の方が管理道路を付けてくれるのであればいいですよというお話の中から、この管理道路が出てきましたし、管理道路自体はだいぶ前から計画は出ておりましたけれども、途中で立ち消えになった経緯があります。その中でゲートボール場跡の利用をしようとしてくださいと、いうようなことから話は進んで管理道路になったという経緯がございます。その中で、ようやく村長も動いていただいて測量の調査が今月の9月いっぱいかかるというようなことで、これは結果についてはおって、または12月頃にやりたいなというふうには考えておりますけれども、村長になられてから地主さんとの交渉はどの程度行ってこられたのか、今後ゲートボール場跡に村営住宅を建設していくにあたって、率直に村長はどう考えてどう取り組みをしていきたいかと考えておられますか。

○ 松本好勝村長

ただいまの件でございますけれども、村営住宅に向けては、今年度に設計をし、次年度に渡嘉敷の158番地、これ仲門でございますけれども建設予定をしております。それ以降の建設については、入居希望者が多い阿波連地区に建設を予定していきたいというふうに考えているところでございます。またゲートボール場の跡地については、お墓の管理道路との兼ね合いがありますので、それは村営住宅だけではなくに民間の賃貸住宅等も含めて、計画を入れて考えていきたいというふうに思っております。ただご指摘のようにお墓との関連がありますので、その管理道路との兼ね合いがあって、そういった一番大きいといひますかね、その設計をやってみて、どの程度なのかということで、この管理道路のことで予算も計上してありますので、それを含めてじゃないと今直ぐそこで、どうだこうだとい

うことは言えないのではないかなというふうに思っております。ですからまずは、その設計をやってみてから話を出そうというふうに思っております。

○ 2番 島村武議員

村長としては、そこに建設したいという思いは持っていますか。

○ 松本好勝村長

そうですね、集落の真ん中であるし、どうも先ほどから観光の関連の問題とかいろいろありますので、どうしてもそこが非常にみんなが目につくと言いますかね、ということでもありますので何とか、そこに建設したいと村営住宅でなければ民間の賃貸でもいいのではないかなというふうに思っています。

○ 2番 島村武議員

村内で一番大きい、空いている土地としては一番大きな場所です。地主との交渉は困難な部分もあるかと思いますが、ここに集合住宅ができることによって村の雰囲気は全く変わってくると、がらっと変わってきます。村営住宅については、なかなか入りたい人はいっぱいいらっしゃるけれども、なかなか供給が上手くいかないというようなことでなかなか進まないようではありますけれども、ネックは全て地主さんとの交渉ということになっておりますので、さっき仲門の話でましたけれども、浜門やら上里やらと了解をもらっていながらなかなか進まないということもあるようですので、以前は住宅関係の予算はけっこう使えるそういうような状況がありました。申請すればあまり困難なことなく予算が付いたというような状況であったわけですが、近年はそうではないようです。ですから一段と頑張っていたかなければいけないわけですが、集落内の空き屋敷ほどちょっと寂しいものがないわけですので、直ぐそこが何らかのかたちで埋まっていくと住宅だけではないかたちでもよろしいわけですが、住宅建設と合わせて、またそこを利用してもらうというようなことも合わせて進めて行っていただきたい。ゲートボール場に関しては、調査が済み次第ということですので、9月今月末には終わるようですから、12月にまた改めて、その件についてどう取り組むかということをお伺いしたいと考えております。

以上で、私の一般質問終わるわけですが、何年にもわたって我々一般質問というのは、それこそ議員の権能であります。一般質問を出す以上はどうあっても実現をしてもらいたいというものを示しているわけですが、私も長年やっております、なかなか実現できていないものもいっぱいあるわけですが、ですから過去に遡ってでも全部拾い出して今後も今の現状だったらできるのではないかとかいうようなことも合わせてやっていきたいと思っておりますので、何回も手を変え品を変え同じような質問が出てくることだとは思いますが、真摯に答弁をしていただくことをお願いして、私の一般質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで2番島村武議員の一般質問を終わります。

次に、3番平田春吉議員の発言を許します。

○ 3番 平田春吉議員

私も3点ほど通告書に従いまして質問したいと思います。まず第1番目に目安箱の設置についてでございますが、一般質問を出した後に、ああ村民から役場の玄関の方に置いてあるよということを知りました。この目安箱を役場に設置するのかなという疑問というんですか、それが聞こえたんですけれども、どうなんでしょうか。これ以前に質問したときに渡嘉敷の方からは強く要望がありました。役場の前には絶対置かんでくれと、僕、質問したと思いますよ。だから公民館の裏か待合室という要望がありましたんですが、どうでしょうか。これ設置なさったんですかね。

○ 松本好勝村長

村内3箇所に予定をしております。1箇所は阿波連生活館そして渡嘉志久のバス停そして村役場となっておりますが、今言う話でしたら何かしら役場に置いたらまずいというふうなこと等もありますので、これは検討したいというふうに思っております。今後はですね、意見箱の活用については村民への周知を図っていきたいというふうに思っております。役場の方に設置完了しているというふうなことでございます。

○ 3番 平田春吉議員

役場の中に設置したんですか。

○ 松本好勝村長

正面の外側の方に設置してあるというふうなことであります。

○ 3番 平田春吉議員

村長、僕はこれを質問したときに、はっきり言ったはずですよ。役場の前に役場の人が見える所に設置したらだめですから見えない所にやってくれということで、質問したんですよ。そういう要望があったんですよ。それを役場に設置したって意味ないじゃないですか、こんなもん。誰が持ってくるんですか、これ。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 神里敏明総務課長

今回の意見箱設置した場所は各集落に設置してあります。1箇所は役場の正面玄関の外側の方、それから阿波連の方は阿波連生活館の入り口の外側の方ですね。それから渡嘉志久につきましては渡嘉志久バス停の中の方に設置してあります。設置理由としましては、やっぱり住民がわかりやすい場所ということで選定して設置をしております。

○ 3番 平田春吉議員

あのですね、課長。私が質問出したときに、お願いされた村民から、ああいう所に付け

てくれと言ったんですよね。だから中央公民館の向こう側とか、待合室とかということ、ちゃんと質問したはずなんですよ。向こうに付けないでここに付けた理由というのは何かということなんです。向こうも何で別にみんながわかる場所じゃないですか。何でそこに付けられないか、その理由教えてくださいよ。

○ 神里敏明総務課長

公民館よりは一番わかりやすいのが、役場の正面というふうな判断であります。

○ 3番 平田春吉議員

ちょっと考え方がおかしんじゃないかなと僕は思う。何で付けてくださいよ、ここにお願いしますよと言っているのに、何でそこには付けないでわざわざ向こうに持って行ったかと不思議に思いますよ、僕は。最初から何も言わないで渡嘉敷の中に付けてくださいよと言われているんだったら、それはそうかもわからないですよ。そこに付けてくださいよどうですか、お願いしますということを最初質問したはずですよ。質問書見てみたらどうですか。

○ 神里敏明総務課長

意見箱の設置場所につきまして、村の考えとしましては、議員の特定の方から要望があったというふうに聞いていますけども、やっぱり村が設置するからには全村民を対象とした誰でも使いやすいというような考え方で、今回の設置場所を検討して設置しております。

○ 3番 平田春吉議員

課長、向こうは村民、誰もわからん場所ですかと言っているんですよ。僕が言っているのは、中央公民館の裏側というのはどうですか。

○ 神里敏明総務課長

これから村としては、設置場所の周知をしてまいります。チラシそれから広報誌等でですね、それで役場前の外側の方、公民館の裏手という説明よりは、一番わかりやすい役場の前の方がいいというふうに思っております。

○ 3番 平田春吉議員

何かね同じ事しょっちゅう行ったり来たりしているような感じがするんですけども、僕はちょっと疑問に思いますね、何で向こうは郵便局もありますよ、元は保育園もありましたよ、みんなが知っている場所じゃないですか、おかしいんじゃないですか、答弁が。

次いきます。これは村民からの要望事項なんですけども、現在、車検、あるいは買い物しに車を持ち出すときには軽減措置が取られていますよね。車の修理に関しても軽減措置をとれないものかどうか、お願いしてくれということなんですけども、どうなんでしょうか。

○ 松本好勝村長

自動車航送運賃低減、これ半額補助ですけれども、補助事業については当初見込みよりも大幅に増加している状況にあります。現在、無人車両の半額補助対象は車検目的のみとなっており、その際の事実確認書類として車検証を確認しているところです。車両の故障

等による修理の際の半額補助については事実確認書類等の問題もありますので、今後の検討課題とさせていただきたいというふうに思っております。

○ 3番 平田春吉議員

ぜひ検討してください。というのはですね、ここに修理工場がありましたら別に持つて行く必要がないわけですよ、村長ね。ただ修理工場がないから車故障しましたどうするかという状況にあるのが、今現状なんです。僕も実際にかかったことがありますけどね、去年ね、だからぜひ検討なさって、できるような方法を取っていただきたいなと思います。

次いきます。これは船舶の運行についてでございますが、繰り上げとか、繰り下げあるいは欠航についてですね。通告書には日にち順に打っております。4月29日、30日、8月7日、それぞれによって答弁をしてほしいと思います。一括して答弁するんじゃなくしてですね。まず以前の答弁に発行中止の目安として、1.マリンライナーとかしきは風速15m以上、波高3.5m以上で、フェリーとかしきが風速17m以上、波高4m以上が欠航の目安だという答弁がございました。さて7月28日、气象台から警報は出ていません。波高2.5mでフェリー、ライナー両船繰り上げ出港、因みに隣村の出港は通常運行でした。これはどういうことですか。なぜそれを聞くかということ、まず渡嘉敷村は観光立村ですよ、主産業は観光です。それだけではありませんよ、この船の欠航といことは700名の村民の生活にもかかってきます。またいろんな経済効果も出てくる。いろんな問題絡んできます。だから何も無理してやる、どうのこうのということではなくて、これ大変だと思いますけれども、よくよく考えて繰り上げ出港したり、繰り下げしたりするということはやってほしいなと思うから、この質問を出しています。それで7月28日の件に関して答弁をお願いします。

○ 松本好勝村長

私から、答弁いたしますが、他に、疑問等があれば、また船舶課の方から答弁をさせたいというふうに思っております。先ほどから話がありますように、目安としてのことは前回申し上げたつもりでございます。これはあくまでも目安です。ですから7月28日のことについて申し上げますけれども7月28日、金曜日の状況なんです、台風9号が沖縄の南を北上し影響が出はじめ、さらに港内の静穏度が悪くなると運行に支障が出るのが予想されるため高速船は1便、2便目のみの運行となりフェリーは繰り上げ運行となりました。隣村は全便通常運行ということでございます。これでよろしいですか、1つ目は。

○ 3番 平田春吉議員

いろんな憶測というんですか、噂というのがとんで、いろんなこと言われたんですよ、僕から言わせたら今日も確実に繰り上げ出港、下手すると明日も間違いなく欠航、決めるような状況に聞こえたんですよ、この噂がね。だからおかしいなと、僕はその日に船舶課に行きました。行って課長会いに行ったんですが、たまたま課長業務で忙しかったものですかお客さんもいたから、小嶺君に僕来ていたよと課長に言ってくれということで、

それで帰って来たんですけど、どうもね、繰り上げ出港した時点で、もうあくまでも明日はもう欠航するという前提でやったみたいな言い方に聞こえているんです。これどうなんですか。

○ 松本好勝村長

これはあくまでも目安でありますのでね、平田議員からこの写真等、海のですね、写真等も添付されておりますけれども、このことについては、この写真見てはこの判断はできないというふうなことです。動いている画面でしたら栈橋とフェリーとの動輪といいますかね、それがわかるんですが、その写真を見た限り穏やかに見えるんですよ。ですからそれだけでは判断はできませんけれども、私たちとしてもこれはあくまでも目安ですので、そして、この港の静穏度の状況を見て最終決定するというふうなこと等でございます。

○ 3番 平田春吉議員

村長、あのね、僕が言っているのは、何で繰り上げ出港したかと言っているんですよ。この写真というのは、次の29日ですよ、欠航した、その日の朝放送がありましてから、僕は當山議員にお願いして写真撮ってもらったんですよ。渡嘉敷の港を撮ってくれということですね、だからこれはその次の質問になりますので、今なんで繰り上げ出港したかということを知っているんです。船舶課長がいいんじゃないですか。

○ 島村清船舶課長

先ほど村長が7月28日の状況を申し述べてありますが、その通りで特に付け加えることはございませんが、港の静穏度が悪くなり始めて、今後運行に支障がでるという予想がされたためですね、そういった運行を決めたということでございまして、先ほどの平田議員の、翌日は欠航決まっていたとか、というかたちのものはございません。ご存じのとおり毎日毎日の運行を朝決定していますので、前日から明日は止まりますよというかたちのものは言ったことはありません。

○ 3番 平田春吉議員

課長ね、1便、2便目で繰り上げしたんですよ、3便欠航したわけですよ、船が欠航してから写真にあるとおり、これ翌日の写真です。これだけで気候がぱかっと変わって、この海が静かになるということがあるんですか。

○ 島村清船舶課長

当日決行日の運行の朝決定しましたが、その状況を見て今日は運行に支障があるというかたちで運行を決めておりますので、その天気は、今、平田議員が確認されたんですかね。その日の天候は。我々は運行に支障があると判断して、その日を運行を決めております。

○ 3番 平田春吉議員

おかしくないですか、その日は当然船は走れるわけですよ、3便目はね、船が行けないぐらいの時化ではなかったですよ、僕も知っているけど翌日もこうです。なのに何で繰り上げしたかという、おかしんじゃないかと言っているんですよ。僕が言っているのは。

○ 島村清船舶課長

先ほど7月28日の状況も申し上げましたが、その静穏度が悪くなって運行に支障がでるということが予想されたために、その日の運行をそのように決めましたので、そのとおりでございます。

○ 3番 平田春吉議員

何か、僕に言わせたら確かに安全第一ではありますよ、わかりますよ。わかるけれどもあまりにもひどいように見えるんですよね。ただ勝手にもう今日欠航せよというふうに見えます。だから今言っているんですよ。

次、28日で写真のあるとおりで、これはさっきも申したとおりで放送があった後に當山議員にお願いして渡嘉敷港の様子を写真を撮ってくれと言って撮った写真がこれです。村長がおっしゃっているように揺れがどうのこうのと、そういう状況でないことはもうはっきりわかりますよね、この写真見て。動画じゃないとわからないと言いたかったかもしれないけど、それどころじゃないでしょう、村長。あっち側もそうです、こっち側もそうです。このフェリーダンプ側もこうなんですよ、全部こういう状態です。何でこれで欠航したかということなんですよ。

○ 島村清船舶課長

先ほども述べましたが、その辺の状況、朝見て船長とも相談しまして、さらにはそのときの台風9号の進路が、沖縄の南を先島に向かって北西に進んでいるという状況で、今後また接近してくるとさらには悪化が予想されるというかたちを予想しまして、その日の運行を決定していますので、ご理解ください。

○ 3番 平田春吉議員

課長わかりますけどね、ただ確かに台風5号だったかな、何かの影響でそれはありました。しかし隣のフェリー、高速船でも平常運行していますよね。うちだけの船だけが危ないということですか。

○ 島村清船舶課長

今、隣の運行状況の比較がございましたが、それぞれ港の事情等も違いますので、単純な比較はできませんが、本村は本村で気象状況、あるいはその日の海の状況、港の状況を検討しまして、その日の運行を決めますので、お隣が運行して逆にまたうちが止まる、うちは動いて、また隣が止まるというかたちも、そういった事例もございますので、単純比較はございませんが、ただ夏期の繁忙期にこういったかたちで地域の方々にご迷惑をかけることはとても心が痛いことではあるんですが、やはり旅客の安全を考えるとそういった決定をしたということでございます。

○ 3番 平田春吉議員

今度7月30日ですね、欠航した翌日です。翌日は波高が3mのちに2.5mです。フェリーは全便運行、ライナー欠航しています。この一連の流れから見たら、確かに僕はそんな

にやばいような状態で、危険な状態で船を運航しているとは思えないんですよ、課長ね。だからいろんな噂が飛んでいます。これはたぶん課長も聞いていると思うよ、噂はね。あまり村民としても自分で海を見て大丈夫だろうと思うから、こういう苦情を言ってくるわけです。海を見て明らかにもうだめだとわかっていたら苦情言わないと思うんですよ。だからよくよく考えて、村のことも船のこともいろんなことを鑑みながら、ぜひ欠航またあるいは繰り上げ出港は判断してほしいと思います。安易なことでやってほしくない。これで私の質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで3番平田春吉議員の一般質問を終わります。

休憩します。

再開します。

次に、4番小嶺勉議員の発言を許します。

○ 4番 小嶺勉議員

議長、4番。まず3点ほど質問したいと思います。1点は村有地について、チービシですけど、現在民間の一企業に貸しているチービシにいろいろな企業が関わっていると聞いています。今現在チービシと村とは何年契約で貸し借りやっているんですか。これ1つお願いします。これもいくらで村は貸していらっしゃるのか。もう1つ入札で業者を選定すべきではないかと考えますが、この3つ村長答弁をお願いします。

○ 松本好勝村長

ご質問のように、いろんな企業がかかわっているというふうに聞いているが、ということなんですけれども、私たちにはそのようなことは聞いておりません。ですから契約した業者以外の企業がかかわっているというふうなことは聞いておりません。それから何年で貸しているのかということなんですけれども、これ30年ということでございます。契約からですね。それと賃貸料なんですけれども年間40万9千318円ということでございます。それから入札で業者を選定すべきではないかというふうなことですけれども、30年という契約の期間がありますので、契約切れの時の判断になるというふうに思いますが、今ここで私が30年後どうなるか、あるいは30年後というと平成52年になるわけですので、今ここで私がはいじゃあそのとき値上げしますとか、しませんとかということは申し上げることはできません。

○ 4番 小嶺勉議員

この40年も50年も村と契約しているというのは、ずいぶん長すぎると思うんですが、これは、例えば条例改正してもっと短くするとか、そういうことはできないんですか。

○ 松本好勝村長

一旦契約してあるわけですから今途中でということは、ちょっと無理だというふうなふうに思っております。

○ 4番 小嶺勉議員

できなければどうしようもないですが、なかなか情けない話だと思います。なぜならばあの土地を40万というのは非常に安いと思いますね。なかなか妥当とは思われません。どういうことがあったかわかりませんが、本当に対価としては全然妥当とは考えられないですね。今後ずっとそのまま継続で40年も置いておくのか、どうしようもないのか、ちょっと教えてください。

○ 松本好勝村長

今、安いということの指摘がありましたけれども、これはですね、チービシは鳥獣保護区指定になっております。それに伴って鳥獣保護区域の立ち入りが規制されることにより、その区域分は免除というふうになっております。ですからその免除後の賃貸料というふうなことになっております。先ほど申し上げた金額はですね。ですからそのほとんどが立ち入り禁止区域というふうにご理解をしていただきたいというふうに思っております。

○ 4番 小嶺勉議員

向こう保護区域になったのは、この業者と契約が終わって後じゃないですか。

○ 松本好勝村長

平成24年から保護区域ということでございます。

○ 4番 小嶺勉議員

どうしようもないですね。この質問は終わりました、2番環境税についてお聞きします。現在、前島の中之島に個人事業が客を上陸させて営業行為を営んでいるという現実ですが、これは環境税の対象なのか、対象外なのか村長の考えをお願いします。

○ 松本好勝村長

環境協力税は入域する者に課することになっておりますが、入域者の定義が、「本村の運営する村営定期船及び海上運送法に基づき許可を得てまたは届け出をして旅客を運送する船舶により本村に入域する者」となっており、質問の業者は海上運送法に基づく許可を得ていない業者と思われるので対象外になるものというふうに考えております。

○ 4番 小嶺勉議員

対象外ですね。誰が勝手に上陸して何をやってもかまわないというふうに考えてもよろしいのでしょうか。

○ 松本好勝村長

今そういう質問をされると、私も答弁に困ります。

○ 4番 小嶺勉議員

なるべく村民から誤解がないように行政運営をお願いしておきます。

次、3番国保税について伺います。平成30年4月より国保の運営が、県に移管されますけど、これ県に移管された場合、現在、村民が払っている国保税の値上げが予想されるんですが、行政としてはどう対応するのか、例えば上がり方の問題ですが、これ値上げとな

ると、村民かなり負担を強いられる方もおられると思うんですけど、そのへん考えがあればお願いします。

○ 松本好勝村長

平成30年度から県は、国民健康保険の保険者の一員となると共に、財政運営の責任主体となります。これは国保の広域化によることからですね。1人当たりの保険税については、平成29年度に改正後の国民健康保険法が施行されたと仮定した場合における県の試算結果が8月末に公表されています。本村については、平成27年度の実績保険税より、試算結果が下回っておりますので、保険税を上げることはないものと考えており、現行水準の保険税になるものと思慮されます。県は、今後国から示される支出を元に12月下旬頃には来年度の標準保険料を仮算定を算出し、2月の本算定を得て各市町村が保計税を決めることになっております。この詳細については休憩でもかけて担当課長の方から説明させますが、よろしいでしょうか。

○ 4番 小嶺勉議員

はい。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 松本好勝村長

今休憩中に担当課長から報告させましたけれども、それでよろしいですかね。

○ 4番 小嶺勉議員

今実際には、沖縄県の各市町村全体で国保の赤字と言うか、一般会計からの繰り入れだと思っておりますが、約600億以上あるわけですよ。これを沖縄県が負担するということはできないと思っておりますよ。であれば方法としては値上げするしかないじゃないですか。そのへん、ありませんとは渡嘉敷には言えないと思っておりますが、そのへんもっと具体的に説明をお願いします。

○ 松本好勝村長

このことにつきましては、沖縄県がこれだけ躍起になっているのは、これ戦争の問題も含まれているというふうなこと等で、国に要請をしているところです。それで国保の会長が南城市の古謝市長になっていきますけど、一生懸命その問題については国の方と接触をして沖縄戦が全国でもこうなっているのはそういうことも含まれていますよというふうなことで一生懸命頑張って運動しているところでございます。ですからそんなに広域化して負担になるとかいうふうなことは、私たちが考えている以上のことはないのではないかなというふうに思っております。ですからご指摘のように一般会計からの繰り出しと全市町村そういったことになっているかと思えますけれども、国と接触をして極力負担のないように取り組んでいるところでございます。

○ 4番 小嶺勉議員

これだけの金額ですから、いきなり県民に負担というのは大変なことだと僕も思います。そんなに極端に値上げというのではないと考えておりますが、もしあった場合に我が渡嘉敷行政は行政として村民に何かしらの負担を軽くする方法というはあるんでしょうか、ないんでしょうか、将来。

○ 松本好勝村長

これは算出してそういったことがオーバーして出てくれば、それに似合うようなことはやらなければいけないのではないかなとは思っております。ですから行政としてバックアップすべきのは、今、全市町村と一生懸命になって、会長と国との接触を見守っているところでございます。

○ 4番 小嶺勉議員

赤字経営というのはあまりいいことではございません、誰が考えても。将来いろいろ村民が困らないように、我が行政もひとつ村民の為に頑張っていたきたいと思います。これで、私の一般質問を終わります。

○ 玉城保弘議長

これで4番小嶺勉議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

再開します。

執行部より訂正の申し出があります。

これを許します。

○ 松本好勝村長

午前中、小嶺勉議員への答弁内容において一部誤りがありましたので訂正をしたいというふうに思います。チービシの賃借料についてですが、年額255万2千477円で、鳥獣保護区が免除され、40万9千318円と答弁しましたが、正しくは年額366万6千916円で鳥獣保護区分が免除され92万9千105円となりますので、訂正して報告いたします。なお平成13年から23年までは免除なしの正規の金額を納付をしていただいております。以上、訂正をお願いしたいと思います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

次に5番當山清彦議員の発言を許します。

○ 6番 當山晴彦議員

それでは通告書に従いまして一般質問を行います。まず船舶についてお伺いいたします。船舶の予約システムに関してでございますが、現行の予約システムでは乗船の予約のみで席の確保ができないということで乗船開始前に席の確保のために気温の暑い中、外で乗客

が待つて並んでいるという現状でございます。そこで以下、1から4まで伺ってまいります。予約での座席指定の導入、こちら以前にもお伺いしたところでございますけれども、今後の当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

ただいまのご質問でございますけれども、フェリーの座席指定につきましては、客室の構造上、椅子席、後半席、座席と3種類に分かれているため、導入は難しいと考えております。高速船への導入につきましては乗船される全てのお客様へ確実に座席を提供できる有効な方法と考えておりますので、新造船の就航に合わせて乗船予約時もしくは乗船券発見時の座席指定並びにシステム開発にかかるコスト面からも調査研究を重ね、導入可否の検討を行ってまいります。

○ 6番 當山晴彦議員

ありがとうございます。2番とも関連してきますが、何とかフェリーの座席部分だけでも指定席を導入していただきたいということでございますが、2番の6才以下のお客様の座席に座る場合の料金を支払って頂く必要があるんじゃないかということでございますが、この件について見解を伺います。

○ 松本好勝村長

現行の運送約款上では、1才未満の小人並びに1才以上の未就学児で大人1人に付き小人1人に付きましては無料となっており、高速船に乗船される当該小人につきましては同伴される大人の膝の上に座っていただくよう案内をしておりますが、現実的には5、6才を航行中、常に膝の上に座らせておくことは無理があり、悪天候時は危険も伴うこともありますので、関係機関と調整のうえ座席を使用する当該小人の運賃徴収の可否について運送約款の変更も含めて検討し、適切な座席管理に努めてまいりたいというふうに思っております。

○ 6番 當山晴彦議員

はい、ありがとうございます。この件に関しては船舶課長とも事前に議論させていただきまして、ただいま村長が答弁いただいたようなかたちで進めていただけると、ただし早急にこの件に関しては検討していただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に3番、ミストシャワーの整備についてですが、こちらも継続質問で以前にも伺っております。現在、繁忙期には長蛇の列ができております。現在通路に屋根もかけていただいている多量の太陽光の遮りにはなっているかとは思いますが、30分、1時と並ばれているお客さんのための措置でございますので、どうかご検討をいただきたいと思います。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

ミストシャワーの件につきましては、平成27年3月定例会で学校現場での導入を基本に港ターミナル船舶のアプローチ等での設置について要望がございましたが、昨今ヒートア

イランド現象が叫ばれ熱中症対策が必要不可欠です。現在、渡嘉敷港待合所では空調の整備が進み待機時間でも快適に過ごしていただいておりますので、現在ミストシャワーの導入については、今のところ予定をしておりません。

○ 6番 當山晴彦議員

ターミナルをエアコン整備していただいたことには感謝申し上げますが、乗船を待つお客様はターミナルでは待っておりません。ターミナルの外で並んで待っております。早急な整備が必要だと思います。どうか前向きな答弁をいただけますようお願い申し上げます。

○ 松本好勝村長

今見ていましたら、例えば高速船ですけれども、ライナーが入港してから、ぞろぞろと出て行くような感じを受けております。ですから検討する余地はあるかなとは思いますが、けれども暫くの間は、このままの状態でもっていきたいというふうに思っています。

○ 6番 當山晴彦議員

以前、要望した際にも申し上げたとおり、たいして整備費もかかりません。どうか早急に整備していただけますようお願い申し上げます。

次の質問に移ります。4番、島民が列に割り込んでくるとの苦情が村民からもまた島外のお客さんからも苦情がございます。特にフェリーに関してなんですが、フェリーが今乗客を待つ際フェリーの乗り場からターミナル内へ列ができていう状態であると思います。それが渡嘉敷小学校から真っすぐ来て、そのまま列に割り込んでいくという現状がございます。またこれを職員に注意するよう促しても、結局、島民同士また職員ですので、島の人との関係もあり、注意しづらいところはあると思いますが、どうか当局の皆様にはしっかりと、そのへんは厳しく注意をしていただきたいと思います。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

ご質問の件につきましては、現在、乗船口付近にチェーンを設置して対応を図っているところではありますが、現実には村民の方がチェーンを乗り越えて乗船を待たれている状況が見受けられます。その際に注意を促しますと、村営航路は村民優先ではないかとの意見も寄せられる方もいらっしゃると思いますが、強く注意できないことがご指摘の苦情となっているものと思われまます。観光客、村民の方、双方共に大事なお客様であることには変わりございませんので、今後は乗船口での苦情にならないような割り込みのお客様への対応の指導を徹底してまいりたいというふうに思っております。当初この割り込みのことにつきましては、外国人かなと私自身は思っておりましたけれども、内容がわかりましたので職員に改めてそういった指導をするように決定を図っていききたいというふうに思います。

○ 6番 當山晴彦議員

はい、ありがとうございます。私もこの件は一般質問に上げるかどうか悩みましたけれ

ども、どうしてもこの小さな島で人付き合いがある中で、注意しろと言っても難しいところでは。ですから議会で上げれば職員も対応しやすいと思いますので、どうか指導を徹底していただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

それでは次の質問に移ります。渡嘉敷村航路運送条例について以下伺ってまいります。こちらは一括してお伺いします。1、乗船券の期限について2週間と伺っているが記載されていないということですが、事前に私船舶課の方で確認したんですが、そのとき確認したのが往復のチケットじゃないということで乗船券に記載はされているということでございます。ただ車両の乗船券にはこの記載がございません。この件についてお伺いします。

(1) 乗船券、そして窓口には期限についての記載がない。

(2) 購入時職員からの口頭での説明がない。

(3) 電話での予約を更新する際、職員からの乗船期限の説明がないということでございますので、以上を一括してご答弁をお願いいたします。

○ **松本好勝村長**

現在、旅客の乗船券につきましては、往復券裏面に2週間の有効期間を記載しておりますが、自動車航送券につきましては、記載されておりませんので在庫分の当該航送券を含めて速やかに表記する対応を図ってまいります。また旅客及び自動車往復券の有効期間窓口表示につきましてもただちに実施してまいります。

2、3ですね。往復で2週間近くの行程になる旅客につきましては、その都度有効期限についての説明を行うことを心がけておりますが、今一度、職員に対して丁寧な説明を行うよう周知を図ってまいります。以上です。

○ **6番 當山晴彦議員**

よろしくお願いいたします。ここで伺いたいんですが、この航路運送条例には2週間という記載がされていないと思います。この2週間の根拠を伺います。

○ **島村清船舶課長**

条例の中には記載はございませんが、うちの航路事業者は国の許可を受けた標準的な運送約款の中でお客様との約束事を定めてあります。その中に2週間の記載がございます。以上でございます。

○ **6番 當山晴彦議員**

私もこの問題がありましてから、この条例を調べたんですが、条例に記載がないということで今回の一般質問でございます。その約款の中で指摘されているということでございますが、条例にもしっかりと記載すべきではないかと思いますがいかがでしょうか。

○ **島村清船舶課長**

はい、ご指摘のとおりでございますので、両方整合性があるような改善をしていきたいと思っております。

○ **6番 當山晴彦議員**

はい、ありがとうございます。次の質問に移ります。3、先ほどの問題と関連いたしますけれども、2週間の期限内に電話で予約を更新する際、期限内から2週間の期限内に予約を更新した場合、これは適応されるのかされないのか、これは離島運賃割引の件ですので、そのことについて見解を伺います。

○ 島村清船舶課長

お答えいたします。旅客乗船券及び自動車航送券の往復券有効期限の延長につきましては、運送約款上、疾病、その他、旅客の一身に関する不可抗力または海上時化等による船舶が運休した場合7日間を限度として延長対応となりますが、また車検リコール等で離島割ですね、今の住民の半額控除でございます。それを利用される自動車航送運賃低減化事業の適応を受けた車両が有効期限を超える場合、車両整備上やむを得ない理由につきましては整備工場等の確保の遅延証明書をいただきまして、期間の延長に対応している状況でございます。

○ 6番 當山晴彦議員

ありがとうございます。この定められているものがちょっと狭いのかなとどうしてもこの島にいて本島で働かれています方もいらっしゃるわけです。今伺ったのが病気の理由ですとか、車両の整備、その整備の事業者が遅れる理由をその当局に提出したらそれを認めるというような内容ですが、ここをどうにか規制を緩和していただきたいというふうに思うんですが、当局の見解を伺います。

○ 島村清船舶課長

先ほども述べましたが、うちの運送約款の中で2週間あるいはやむを得ない理由があるときには1週間さらに伸ばすということが書いてありますので、その運送約款を変更する場合には国の承認もまた得ないといけませんので簡単なことではないと思いますが、ちょっといまのところは簡単なことではないのかなという感じがしますし、先ほど述べましたが低減化事業などで特に公的など言いますか、証明書が取れる理由がはっきりわかるようなものについては対応してしますので、現状のままで対応できるのかなという感じでございます。

○ 6番 當山晴彦議員

法律にかかる問題ですので、私としてもこれからもうちょっと研究して、また議論させていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。旅費に関する条例についてお伺いいたします。この件に関しては、8月の例月出納検査で当局に対して意見書として提出をしております。それで通告書の締め切り前に口頭で当局はこの条例を改正する必要はないというふうに伺いまして、そして通告書の提出した後に公文をいただいているところでございますけれども、職員の旅費の上限額が現在県内の宿泊料金が上限が6千500円となっております、その上限額を超える場合は自己負担で処理をされております。この村職員の旅費支給条例では上限額を超

えた場合の規定が定められておらず、旅費明細書の宿泊費と宿泊費の領収書の金額に差額が生じているのが現状でございます。そこで下記1から4の条例の改正が必要であるというふうに記載しております。1、渡嘉敷村職員の旅費支給条例。2、特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例。3、教育長の給与・勤務時間、その他の勤務条件に関する条例。4、議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例ということでございますが、当局の見解を伺います。

○ **松本好勝村長**

旅費の支給に関する条例は、旅費の支給にかかる基準について必要な事項を定めております。宿泊料については、県内は支給限度額が定められ実質支給となり、県外においては定額支給となっております。いずれも支給する額について定めており、本条例の目的である旅費支給にかかる基準は適正に定められております。ご指摘のとおり県内の宿泊料の支給限度額を超える額については、原則的に支給できない額となっており、旅費支給基準を定める本条例で支給されない額について規定する必要がないと考えております。また宿泊料の限度額または定額を超える宿泊施設への宿泊を制限するものではありませんので、限度額または定額を超える額については、自己負担で処理すべきものとなります。従って、渡嘉敷村条例の旅費支給条例等については、条例の改正を必要ないと考えております。このことについては沖縄県においても支給する額、定額の規定のみで定額を超える額についての規定はないようです。意味わかりますかね。これももしあれでしたら休憩かけてちょっと説明させますけれども。

○ **玉城保弘議長**

休憩します。

再開します。

○ **松本好勝村長**

以上、休憩時間に、今、総務課長から説明したとおりでございます。

○ **6番 當山晴彦議員**

この件に関しては1件ずつちょっと議論させていただきたいんですが、監査の立場としては宿泊費という部分がありますよね。領収書添付する書類の宿泊費の部分が6千500円となっております。自己負担をした場合は領収書の額は6千500円を超えた額が添付されております。これを県の監査事務局にも、うちの代表監査員が確認しました。この領収書の添付の仕方だとまずいということでした。6千500円であれば6千500円の領収書を1枚で、それを超えた部分の領収書を2枚添付しないといけないそうです。これ県にも確認しております。まずこの件についてしっかりと当局でまとめていただいて、そのような処理をしていただきたいと思いますと思いますが、見解を伺います。

○ **神里敏明総務課長**

ただいまの質問につきましては、職員が宿泊する施設がそういった領収書の発行の対応

が可能であればそういったふうにはできるとは思いますが、すべてそれができるかどうかというのがわからない状況ですので、それが対応できるかできないかという今の時点では何とも言えないところでございます。

○ 6番 當山晴彦議員

これは県にも確認しておりますので、これはやらないといけないことですので、皆さまの統一のちゃんとした規則を作っていただいて領収書の方を添付していただきたいと思えます。この上限に関してですが、まとめて質問させていただきますが、3番にいきます。現在の観光客の増加と、また本島のイベント等でホテルの料金が高騰するんですよね、そこで、どうしても職員の方々に自己負担を強いているのではないかなというふうな思いがございまして、何とか上限額を増やしていただきたいと思えます。そこで事務局長に調べていただきたいのですが、座間味村の例ですが、条例では定められていないようですが、宿泊料金は8千500円の上限だそうです。そういった近隣の現状もありますので、どうか当局に、この議会ですっきりと見解を示していただきたいと思えます。よろしく願います。

○ 松本好勝村長

現在、県内における宿泊料の上限額は6千500円となっておりますが、これは本村ですね。全般的に宿泊料が見直しされ高騰していることや、出張の際に宿泊先が確保できず宿泊料が限度額を超える宿泊施設に宿泊しなければいけない現状が多くなっている状況にありますので、宿泊料の上限額の改定に向けて的那覇市内の宿泊施設の宿泊料の状況等を調査した上で適切な上限額を設定し、平成30年4月1日実施に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。確かにご指摘のように、今、那覇市内での宿泊料は宿泊先を確保するにも難しい状況にありますというのが本音でございまして。

○ 6番 當山晴彦議員

早急をお願いいたします。次、2番になりますが、現在、出張の際に宿泊費が発生しない場合、本島に住宅がある方、賃貸住宅がある方、持ち家がある方、多々あると思えますが、ホテルを使用しない場合に支給されておられませんけれども、賃貸住宅の家賃、光熱費等さまざまな経費がかかっているわけございまして、そこにやはり考慮する点があるんじゃないかなということで、この旨の質問をしております。そして先ほどと同じ座間味村は本島内に住宅がある方には2千円を支給しているということでございまして。このへんもしっかりと検討していただきたいと思えます。また宿泊先が那覇市内じゃない場合だってあるわけございまして。様々な地域に家を借りている場合もございまして。さらに交通費がかかるということもありますので、住宅を持っている方、借りられている方、そういった方職員の方々のことも配慮するべきだと思います。当局の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

宿泊における宿泊先として賃貸住宅を利用した際の宿泊費の支給事例はほとんどない状

況であります。沖縄本島に賃貸住宅等を構えることは経済的に負担を強いられていることは理解しているところではありますが、支給に関しては他の離島自治体状況等も見ながら十分に調査検討をする必要があるというふうに考えております。

○ 6番 当山晴彦議員

先ほど申し上げたとおりですね、座間味村は2千円を支給しております。宿泊に関しても8千500円の上限でございますので、こちらも同様に平成30年4月までにしっかりと当局の考えをまとめていただいて条例の改正をお願いいたします。

次の質問に移ります。渡嘉敷村観光案内休憩所の設置及び管理に関する条例及び1階店舗の現状について伺います。こちらを一括してお伺いいたします。条例改正の進捗状況に現在1階の店舗が空きがございますけれども、こちら募集してそんなに日にちもたっていないということで今回の質問となっております。前契約者の解約理由の詳細を伺います。3、時期テナントの公募の時期を伺います。

○ 松本好勝村長

前契約の理由等の詳細でございますけれども、店舗運営していくうえでの人手の確保ができなかったためというふうに思っております。また次の空き店舗部分については明け渡し処理ができれば随時公募を行う予定です。また1階の営業中店舗については契約期間が平成33年3月末日、2階店舗については契約期間が平成34年3月末日となっております。そこについては商工課長からも答弁をさせます。条例の改正等の進捗状況でございますけれども平成30年の4月1日施行を目処に条例改正を行いたいと思っております。

○ 6番 当山晴彦議員

ただいまの村長の答弁では引き渡しができるれば随時募集ということですが、この条例の改正は来年の4月ということですが、条例の改正の方が先ではないかと伺いますが、この順序について伺います。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

1階の店舗が1つ空いております。この店舗の引き渡し処理を進めているところではありますが、まだ時期が決まってはおりません。修理が済みしだい公募する予定にしております。ただ条例改正については、その時期に間に合うかどうか、ちょっと確実な返答はできない状況にあります。公募する際に関しては前回と同様募集要項を定めておりますので、それに基づいて公募をしたと思っております。

○ 6番 当山晴彦議員

この条例について指摘したと思いますが、間に合わない募集、改正しなくても募集するという見解でよろしいんですね。それはいかがなものかと思いますが、村長。この条例をしっかりと改正して、それから募集をしていただきたいと思います。そちらの見解を伺います。

○ 小嶺哲雄商工観光課長

管理条例を改正するということになりますと、全面改正しないといけない状況にあると思います。たぶん去年の3月の定例会の時にご質問受けたと思います、その際に公平性が保てないということで指摘を受けておりましたので、その中の答弁で募集公募に関しては募集要項を定めてありますので、不公平性はないものと考えているという答弁をしております。現募集要項の中で募集をして支障があるということではないと思いますので、条例改正も検討しながら、1階の店舗が空き期間を短くするためにできるだけ早めに公募していきたいと思っております。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 5番 當山晴彦議員

普通に考えてですよ、その条例に問題があるのであれば条例をしっかりと改正してから募集をするのが筋だと思います。村長の見解を伺います。

○ 松本好勝村長

これは担当課と、この中身について十分研究をしてから、その返事をしたいというふうに思います。

○ 5番 當山晴彦議員

しっかりと議会で指摘しておりますので、先に条例の改正をお願いします。

次の質問に移ります。平成30年度の沖縄振興予算についてお伺いします。平成30年度沖縄振興予算の概算要求額が今年度40億上回る3千190億円となっております。沖縄振興特別振興交付金をはじめ沖縄離島活性化推進事業、沖縄の人材育成事業とさまざまな事業がある中で、次年度本村の事業で沖縄振興予算を活用する事業について伺います。

○ 松本好勝村長

平成30年度の事業といたしましては、沖縄振興市町村交付金事業、これ一括交付金で14事業、2億9千580万3千円。沖縄離島活性化推進事業で1事業、5千万円。沖縄振興公共投資交付金事業で3事業、2億8千710万円を予定をしております。

○ 5番 當山晴彦議員

この中で継続事業以外の新しい事業の概要を伺います。

○ 神里敏明総務課長

まず一括交付金はほとんどが継続事業となっておりますけれども、新規ですと渡嘉敷村景観契約策定業務事業で1件、残りは継続事業となっております。それから離島活性化事業につきましましては、今年度29年度は調査計画策定業務ですので、次年度から実際に空き屋のリフォーム関係をする事業となっております。それから公共投資交付金関係につきましましては、これも継続事業が阿波連線改良事業ですけれども、新規では村営住宅の整備事業、それから渡嘉敷小学校の教員宿舎改築事業となっております。

○ 5番 當山晴彦議員

今おっしゃっていただいた中で空き屋のリフォーム、この事業の概要を伺います。

○ 神里敏明総務課長

本事業は内閣府の予算で実施する離島活性化推進事業になっていますけれども、今年度空き屋の全戸調査を実施いたします。その中で今後空き屋を活用して移住者への提供できる空き屋を予定では5戸ぐらい確保して、平成30年度から、その5戸をリフォーム、5戸全部できるかどうかわかりませんがリフォームをして翌年に移住者への提供をしていくというような事業でございます。

○ 5番 當山晴彦議員

ただいまの事業が、もう30年度からスタートするかたちですか、調査費とかではなく。

○ 神里敏明総務課長

調査とそれから計画策定までは29年度で30年度でリフォームを予定しております。

○ 5番 當山晴彦議員

ありがとうございます。空き屋のリフォームも大変素晴らしいことだと思いますのでよろしく願いいたします。その中で1件伺いたいんですが、防犯灯、防犯カメラ等の緊急整備事業、こちらが国が10分の10の確か事業だったと思いますが、こちらの方は本村が応募しているのかどうか、現在、29年6月30日現在で予算額が14億8千万、公布決定が12億1千800万、これが今18市町村となっておりますが、本村がこの事業行っているのかどうか、要望しているのかどうか伺います。

○ 神里敏明総務課長

ちょっと漏れていましたけれども、この事業も申請しておりますので決定をいただいておりますので、事業実施いたします。

○ 5番 當山晴彦議員

何台ですか。

○ 神里敏明総務課長

当初は3台ということになっていたんですが、追加でできるようになっておりまして、今日、資料持っていないんですが、追加で約5、6台ぐらいなったかと思います。

○ 5番 當山晴彦議員

はい、ありがとうございます。こちら10分の10の事業ということで、まだ予算額にも空きがありますし、ただいま5台ということでしたが、設置箇所について決まっているのかどうか伺います。

○ 玉城保弘議長

休憩します。

再開します。

○ 神里敏明総務課長

大変申し訳ありません。今手元に答弁する資料がございません。後ほど資料を提供したいと思います。

○ 5番 當山晴彦議員

ありがとうございます。現行の沖縄振興計画は平成33年までとなっておると思いますが、現在、県政と政府との関係が危うい中で、これだけの予算を確保していただいているわけでございます。また中には先ほどの防犯灯と防犯カメラの事業のように10分の10という手厚い事業も多く含まれておりますので、この期間内できるだけ活用できる事業は活用していただいて村のインフラ整備等にもしっかりと繁栄させていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。以上で私の一般質問を終わります。ご答弁ありがとうございました。

○ 玉城保弘議長

これで5番當山晴彦議員の一般質問を終わります。

これで一般質問は終了します。

休憩します。

再開します。

日程第6、報告第3号、平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

報告第3号

平成28年度沖縄県町村土地開発公社事業報告及び決算報告について

沖縄県町村土地開発公社の平成28年度の事業実績及び決算状況について、地方自治法第243条の3第2項の規定により、別途のとおり報告する。

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

以上でございます。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、報告第4号、平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

報告第4号

平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

平成28年度決算に基づき算定した地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項健全化判断比率及び同法第22条第2項の資金不足比率について、同法第3条第1項及び第22条第1項の規定により、監査委員の意見を付けて次のとおり報告する。

記

健全化判断比率、そして資金不足比率等下記のとおりとなっていますので、ひとつご審議をお願いしたいと思います。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより報告第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、同意第2号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命について。

日程第9、同意第3号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命について。

日程第10、同意第4号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命について。

日程第11、同意第5号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についてを一括して議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

同意第2号

渡嘉敷村農業委員会委員の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会委員の任命について、下記の者を渡嘉敷村農業委員会委員に任命したいので議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷345番地

氏 名 當山清林

生年月日 平成13年3月2日

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

渡嘉敷村農業委員会委員が平成29年9月30日で任期満了するので、その後任を任命するため、農業委員会等に関する法律により議会の同意を得る必要があります。

同意第3号

渡嘉敷村農業委員会委員の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字阿波連42番地

氏 名 金城敦夫

生年月日 昭和29年12月2日

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由は、先ほどと一緒にございます。

同意第4号

渡嘉敷村農業委員会委員の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷317番地

氏 名 與那嶺雅晴

生年月日 昭和25年7月12日

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由、先ほどと一緒にございます。

同意第5号

渡嘉敷村農業委員会委員の任命について

下記の者を渡嘉敷村農業委員会委員に任命に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住 所 渡嘉敷村字渡嘉敷19番地

氏 名 小嶺勉

生年月日 昭和28年9月12日

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由、4人とも同じ理由でございます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 玉城保弘議長

以上で提案者からの報告の説明を終わります。

これから同意第2号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命について報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから同意第2号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命について採決いたします。

本件に対する提案者の報告は同意です。

この採決は挙手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

挙手採決を行います。

賛成の方の挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

挙手全員、従って、同意第2号については提案者の報告とおりに同意することに決定をいたしました。

これから同意第3号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についての報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより同意第3号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命について採決いたします。

本件に対する提案者の報告は同意です。

この採決は挙手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員、従って、同意第3号については提案者の報告のとおり同意することに決定をいたしました。

これから同意第4号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命について、報告に対する質疑を行います。

なお人事案件ですので、該当者は退席をお願いいたします。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから同意第4号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件に対する提案者の報告は同意です。

この採決は挙手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員です。従って、同意第4号については提案者の報告のとおり同意することに決定をいたしました。

休憩します。

再開します。

これから同意第5号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についての報告に対する質疑を行います。

なお、人事案件ですので、該当者は退席を願います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これから同意第5号、渡嘉敷村農業委員会委員の任命についてを採決いたします。

本件に対する提案者の報告は同意です。

この採決は挙手評決で行います。

本件は提案者の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員、従って、同意第5号については提案者の報告のとおり同意することに決定をいたしました。

休憩します。

再開します。

日程第12、認定第1号、平成28年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

認定第1号

平成28年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算認定について

平成28年度渡嘉敷村一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

別紙になってはいますが、平成28年度の決算の使用施策、成果説明書、そして渡嘉敷村一般会計特別会計決算審査意見書等、各会計ごとに監査員からの意見書も付けていますので、ご覧になっていただきたいと思います。よろしくお願いをしたいと思います。

なお歳入決算につきましては、このグリーンに綴られている表紙1つに一般会計そして各特別会計既にこれに綴られていますのでご覧になっていただきたいというふうに思いますし、また、添付しているのが平成28年度決算主要施策、成果説明書と、それから監査員

からの一般会計及び特別会計決算審査の意見書とも配布されているかと思しますのでひとつご覧になっていただきたいというふうに思います。よろしくご審議のほどよろしく願います。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、認定第2号、平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

認定第2号

平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度渡嘉敷村航路事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

以上、ご審議のほどよろしく願います。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14、認定第3号、平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

認定第3号

平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第23条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

これについては64ページからになりますね。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15、認定第4号、平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

認定第4号

平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

平成28年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

これについては監査については115ページからはじまります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第4号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、認定第5号、平成28年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

認定第5号

平成28年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度渡嘉敷村下水道事業特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

これは127ページから始まります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、認定第6号、平成28年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

認定第6号

平成28年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

決算の認定については、地方自治法第233条第3項の規定により議会の認定に付する必要がある。

これは136ページから始まります。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより認定第6号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第18、議案第30号、渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第30号

渡嘉敷村税条例の一部を改正する条例について

渡嘉敷村税条例の一部を次のように改正する。

第32条を次のように改める。32条削除です。

附則、施行期日、この条例は公布の日から施行する。

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の一部を改正する法律が示されたこと等に伴い、所要規定の整備を行う必要があるため提案いたします。

新旧対照表も後ろの方に付いていますのでご覧になっていただきたいと思います。

以上、ご審議をお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第31号、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。松本村長。

○ 松本好勝村長

議案第31号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。渡嘉敷村立学校学習支援員、それとスクールバス運転業務代理業務員、この2つを別表1に加えるということでございます。

附則、この条例は公布の日から施行する。但し、渡嘉敷村立学校学習支援員の規定は、平成29年6月12日から適用する。

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

沖縄県教育委員会採用有資格者の学習支援については、村と県の負担で給与を支給するが、沖縄県においては特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償として支給されていることから、県の時給との均等を考慮し、有資格者の学習支援員の村分担金については非常勤職員時給算定によらず報酬として支給する。

スクールバス運転業務代理業務員については、支給根拠を明確にするため報酬として支給する。これがこの条例案を提出する理由でございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第31号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

休憩します。

再開します。

日程第20、議案第32号、平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第32号

平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)について

平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

議案第32号

平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)

平成29年度渡嘉敷村一般会計補正予算(第3号)は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千612万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億8千635万4千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第32号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 玉城保弘議長

日程第21、議案第33号、平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第33号

平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）について

平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

議案第33号

平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度渡嘉敷村航路事業特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8千464万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億4千98万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第33号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第34号、平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第34号

平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

議案第34号

平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度渡嘉敷村国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2千174万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第34号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○ 玉城保弘議長

日程第23、議案第35号、平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第35号

平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について

平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成29年9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

議案第35号

平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度渡嘉敷村簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ47万8千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6千782万2千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第35号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第36号、平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第36号

平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）について

平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を求める。

平成29年 9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を必要とする。

議案第36号

平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）

平成29年度渡嘉敷村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4千76万6千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第36号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、議案第37号、平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

議案第37号

平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について

平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を定めることについて、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を求める。

平成29年 9月13日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

予算を定めることについては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を必要とする。

議案第37号

平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

平成29年度渡嘉敷村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ528万8千円とする。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」による。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

会議規則第45条の規定により、平成29年度渡嘉敷村議会第5回定例会において議決された事件の条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本定例会において議決された事件の条項・字句・数字その他の整理を議長に委任することに決定をいたしました。

お諮りします。

本定例会に付された事件は全て終了いたしました。従って、会議規則第7条の規定のよって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。従って、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。これで本日の会議を閉じます。

平成29年第5回渡嘉敷村議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

（閉会 午後3時31分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号4番）

署名議員（議席番号5番）

平成29年

第6回渡嘉敷村議会臨時会

第1日目

10月18日

平成29年第6回渡嘉敷村議会（臨時会）会期日程

会期 1 日間
自 平成29年10月18日
至 平成29年10月18日

月 日	曜 日	区 分	日 程
10月18日	水	本会議	会議録署名議員の指名 会期の決定 議案第38号

平成29年第6回渡嘉敷村議会臨時会は
平成29年10月18日(水)午前10時00分に
渡嘉敷村議会議場に招集された。

会期 1日間
1日目

議員の出欠別

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	宮平鉄哉	出	5	當山清彦	出
2	島村武	出	6	與那嶺雅晴	出
3	平田春吉	出	7	玉城保弘	出
4	小嶺勉	出			

出席議員 7名

会議録署名議員 2番 島村武議員 3番 平田春吉議員

職務のため会議に出席した者の職氏名 議会事務局長 新里武広

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	松本好勝	経済建設課長	新垣聡
副村長	大城良孝	民生課長	金城満
教育長	宮平昌治	船舶課長	島村清
総務課長	神里敏明	会計課長	我喜屋元作
教育課長	座間味秀勝	商工観光課長	小嶺哲雄

終了：10月18日(水曜日)午前10時12分

平成29年第6回渡嘉敷村議会臨時会議事日程
平成29年10月18日（水） 午前10時00分開議

会議に付した事件は次のとおりである。

（第1号）

日程	事件番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定について
第3	議案第38号	工事請負契約について（渡嘉敷村職員住宅新築工事）

○ 玉城保弘議長

おはようございます。ただいまから平成29年第6回渡嘉敷村議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布した日程表のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって6番與那嶺雅晴議員、1番宮平鉄哉議員を指名いたします。

○ 玉城保弘議長

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日10月18日の1日間にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。従って、会期は本日10月18日の1日間に決定いたしました。

○ 玉城保弘議長

日程第3、議案第38号、工事請負契約（渡嘉敷村職員住宅新築工事）についてを議題といたします。

提案者から提案理由の説明を求めます。

○ 松本好勝村長

改めましておはようございます。

議案第38号

工事請負契約について

渡嘉敷村職員住宅新築工事について、次のように工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

記

契約の目的	渡嘉敷村職員住宅新築工事
契約の方法	指名競争入札
契約金額	129,060,000円
契約の相手方	住 所 沖縄県浦添市名嘉真3丁目11番7号 社 名 株式会社 タダシ建設 代表者名 代表取締役 川満 匡

平成29年10月18日提出 渡嘉敷村長 松本好勝

提案理由

渡嘉敷村職員住宅新築工事の請負契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を必要といたします。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 玉城保弘議長

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

休憩します。

再開します。

他に質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより議案第38号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

○ 玉城保弘議長

お諮りします。

会議規則第45条の規定により平成29年第6回渡嘉敷村議会臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会において議決された事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に委任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了いたしました。

平成29年第6回渡嘉敷村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会 午前10時12分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

渡嘉敷村議会議長

署名議員（議席番号6番）

署名議員（議席番号1番）